

若年性認知症サポート通信

令和7年2月発行 NO.10

若年性認知症の人の「はたらく」を支えるために



若年性認知症とは、働き盛りの世代である65歳未満で発症した認知症のことをいいます。

若年性認知症の方が仕事と治療を両立するためには、企業の疾患への理解、就労体制や適切な支援が欠かせません。しかし、認知症が疑われる、もしくは診断を受けた方に職場でどのように対応したらよいかわからないというご相談をいただくことがあります。

今回は、若年性認知症の人とのコミュニケーションと就労継続のための支援のポイントについてご紹介します。

コミュニケーションのポイント

参考:「若年性認知症を発症した人の就労継続のために」(2016年3月)
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター

若年性認知症の人は

- ・職場では何とか自分を保とうと四苦八苦しています。
- ・言葉が出づらいため、疑問や不明な点を人に聞くことができない人もいます。
- ・失敗をしないように必死に頑張る人、失敗は自分ではないと防衛する人もいます。
- ・周囲の人の自分に対する感情や表情は敏感にキャッチしています。

ポイント

- 本人に対応する時は、本人に集中して接しましょう
- 本人の言葉の一部を使って話を続けることも良いでしょう
例: 本人の「これ、わからない…」に対して、
「わからないって?大丈夫ですよ、〇〇してみようか」
- 本人と目線を合わせて話しましょう
- 本人の感情や感覚に合わせましょう

接し方のキーワード

- ✓ 役割を持つ : 何らかの役割、達成感が得られる環境が望ましいです
- ✓ 行動を共にする : 行動を促すときは強制せず、一緒に行動しましょう
- ✓ 簡潔に伝える : 指示は簡単な言葉で話しましょう
- ✓ 感情に働きかける : 不安をやわらげ、リラックスできるように接しましょう
- ✓ 思いやりを持ち接する : 思いやりが感じられるよう接しましょう
- ✓ 言葉だけでなく、ジェスチャーもつける : 話をするとき言葉だけでなく、ジェスチャーを添えるとわかりやすいです



作業設定のポイント



作業を行う上で難しくなること

- ・作業目的の維持と、その照合機能(点検・検証)の両方を同時に行うことが苦手になります。
- ・常に緊張・不安があり、小さなパニックが起きています。
- ・行動を言葉でまとめることが難しく、頭で整理することが難しくなります。即答することが難しくなり、これでよいのだという思いが揺らぎます。



作業設定の原則

- 作業の動作はシンプルにし、複雑な動作は入れ込まないようにしましょう
- 見本やモデルを見せて、目的(行動)をわかりやすく伝えましょう
- 準備の段階から参加し、作業の流れをわかりやすくしましょう
- 試行錯誤しているときは、自己整理の機会として尊重しましょう
- 一緒に振り返り、努力と達成の経過を味わえるようにしましょう

対応のキーワード

- ✓ 作業の説明、メモや物など手がかりの提示
- ✓ 誘導、声かけ、動作援助
- ✓ 見守り、同行
- ✓ 賞賛

若年性認知症と診断された後、職場では本人の状況を見極め、本人・家族とよく話し合い、上司や同僚など周囲の人の理解を得ながら、仕事内容を決めたり、就労を継続する工夫をすることが望ましいといえます。就労継続の可否、業務の内容、職場で配慮した方がよいことなどについて、主治医に相談することもできます。そうして配置転換・障害者雇用など労働条件の変更し、仕事を続けることもあり得ます。

これからの働き方について、本人・家族を中心に職場、医療機関が情報共有し、力を合わせて考えることができます。かかりつけ医療機関の相談員や若年性認知症支援コーディネーターにご相談ください。

ご存じですか？

【精神障害者保健福祉手帳】



精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合に申請できる障害者手帳です。該当する疾患で、医療機関に初めてかかった日（初診日）から6ヶ月経過した以後の障害の程度によって、1級から3級までに分けられます。

認知症と診断され、一定の精神障害の状態にあることが認定されると、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は、「身体障害者手帳」に該当する場合があります。

これらの手帳があれば、企業の障害者雇用枠で働き続けることが可能となる場合があります。（一般企業では、労働者の2.5%以上の障害者を雇用することが義務付けられています。また、特殊法人と国・地方公共団体では2.8%、都道府県等の教育委員会では2.7%以上となっています。）

申請窓口は、お住いの市町村の障害福祉担当課（秋田市は秋田市保健所）です。診断書、顔写真（縦4cm×横3cm）、マイナンバーの番号がわかるものを準備します。同時に自立支援医療も申請希望の場合は、精神障害者保健福祉手帳申請用の診断書で兼ねることができます。申請にあたってまずは通院中の医療機関へご相談ください。

精神障害者保健福祉手帳は、所得税や住民税などの障害者控除や、バス運賃割引や各種施設の利用料割引が受けられます。また、令和6年8月から、この手帳が1級で自立支援医療も併せて受給されている方は、外来医療費が福祉医療の対象になる助成制度が始まりました。受けられるサービスは等級や市町村によっても変わりますので、詳細は申請窓口でお尋ねください。

若年性認知症支援コーディネーターの活用



若年性認知症支援コーディネーターは、若年性認知症についてのワンストップの相談窓口です。秋田県では秋田県立リハビリテーション・精神医療センターにコーディネーターを2名配置しています。コーディネーターへのご相談は認知症が疑われる時期から可能です。

診断された後も支援の情報が得られず適切な時期に支援が受けられない「空白の期間」ができてしまわないように、状況に応じてその人に合った、適切で必要な支援の情報を提供します。

コーディネーターはご本人やご家族の求めに応じ、勤め先や医療機関、サービス事業所等の担当者と情報交換し、連携して支援が円滑に行われるよう調整します。

認知症のご本人が望む、自分らしい生活を続けられるよう、ご本人の生活に応じた総合的なコーディネートを目指します。ご本人やご家族だけでなく、企業、市町村や関係機関からのご相談も受け付けています。



ご相談ください

若年性認知症リーフレット・ハンドブック



秋田県では、若年性認知症のご本人やご家族への支援として、症状の特徴や家族の対応の注意点、治療しながら働くための制度などを紹介したリーフレット・ハンドブックを作成しています。

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」からもダウンロード可能です。ぜひご活用ください。

美の国あきたネット
秋田県健康福祉部
長寿社会課



秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

〒019-2492

秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田352

TEL 018-892-3751 FAX 018-892-3816

<https://yod.akita-rehacen.jp/>

相談時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00（祝祭日は除く）

